

## 第3章 その他FD活動



## 油画専攻におけるH22年度のFDの取り組み

FD専門委員会委員 油画FD委員 小林英樹

H22年12月 記述

油画専攻は、2007年度から、授業向上のための資料として授業アンケート、授業評価などを共通のフォーマットを使用せず、教員各自が、自らの教育方針や教育目標に合わせたものを各自の考えに基づいて作成し、授業の最後に学生に書かせている。油画専攻の基本理念としては、学生が授業や教員の指導方法や態度、情熱などを評価するといった視点を前面に出さず、むしろ、成果がどの程度あったのか、学生がどこまで理解し、習得したのか、あるいは、学生が興味を持って授業に臨めたのか、至らなかった点や改良すべき点は何なのかなどをしっかり把握し、次の授業に生かしていくことに力点を置いている。そのために、広義にはそういった要素は含まれるにしても、教員が学生に「裁かれる」というニュアンスは基本的に除去している。

- ① 油画専攻は、毎週水曜日の1時半から2～3時間あまりをかけ、専攻内部の問題を話し合っている。このことは、授業改良、効率のよい授業展開、教員相互の意思の疎通を図るなど多くの点でFDの精神に則っている。
- ② 学年毎に前後期各1回、教員全体による講評を行っている。これは、学生に対する教員の見解や助言を述べる重要なものだが、同時に、他の教員の価値観や助言の仕方を他の教員が知ることであり、教員の集団的指導体制の構築にもつながり、FD的視点から見ても有効なものである。
- ③ 元来、少人数制であるので教員と学生との関係は密であるが、1、2年生の基礎課程では、全員（25名）一緒に指導するいくつかの授業のほかに、25名を2組ないし3組に分けて2、3人の教員が指導する体制が取られている。これは、教員にとって学生一人一人に目が届く、細やかな指導ができるという点で、非常に効果が上がっている。
- ④ また、3、4年生においては、チュートリアル制を設け、それぞれの学生が、自分の必要とする教員を指名し、その教員に師事するかたちになる。その時々に関わった教員を選ぶことによって、自分自身の独自の方向性を見出していくことにより、より個性的、専門的世界の追求が可能になってくる。いわば、FDの展開のなかで現れる特殊な現象ともいえるが、同時に、教員自らが切磋琢磨し、学生のよきアドバイザーになる努力を求められているともいえる。

そのほかにも、いくつかのFD的観点からそれと認められるものがあるが、油画専攻のFDの取り組みの概要を示した。なお、授業アンケートには、担当教員のコメントを付すようにしてある。

次頁に油画専攻カリキュラム表（H22年度）を添付したので、参照していただきたい。

# 平成22年度油画専攻カリキュラム

		4月				5月				6月				7月				10月				11月				12月				1月				2月			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
		4/5 ~9	~16	~23	~30	5/6 ~7	~14	~19	~28	6/4	11	18	25	7/2	~9	~16	23	30	4~8	~15	~22	~27	2~5	8~12	~19	~26	12/3	~10	1/4	~7	~14	~21	~28	~2/4	7~11	~18	
基本となる素地作り	学部1	A-1 全教員による講話と課題 全体講評				A-2 木工 A-3 下地 白河				A-4 絵画組成 材料研究 白河				A-5 久保田 阿野				A-6 フレスコ コ設楽				A-7 山本 寺内				A-8 小林				A-9 版画研究 倉地、井出、大崎				ガイダンス 人物課題 課題制作 全体講評			
	モデル	モデル2人				芸学2年 実技及び材料研究																モデル2人															
可能性	学部2	講座1 久保田 講座2 小林				講座3 山本 講座4 寺内				講座5 設楽 講座6 阿野				講座7 倉地 講座8 井出				特別講座 西村智弘				ガイダンス 課題制作大作週間 全体講評				講座9 額田 講座10 増田				写真PC講座 講座11 白河 講座12 大崎 小林講座							
	モデル	ガイダンス				立体造形の研究 介護実習																介護実習															
応用性	学部3	チュートリアル 3-A				文章で表現する ガイダンス				課題制作大作週間 全体講評				デザイン基礎				古美研 チュートリアル 3-B ガイダンス 課題制作大作週間				課題制作大作週間 全体講評															
	学部4	卒制に向けてのチュートリアル 4-A				卒制エスキース				卒業制作演習				資料館展示 7/7 ~ 7/15				博物館実習 卒業制作 卒制プレゼン				卒業制作 卒制講評週間				卒制プレゼン 卒業制作											
関連科目(他専攻)					版画研究 日本画、彫刻																素描及び色彩研究																
芸術学																																					
院1	研究制作																研究制作																研究制作				
	各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど																各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど																各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど				
院2	修了制作																修了制作																修了制作				
	各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど																各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど																各研究室による独自の研究(技法研究含む) ゼミ、レクチャーなど				

教務担当  
1年  
・寺内  
・設楽  
・白河

2年  
・小林  
・額田  
・大崎

3年  
・久保田  
・倉地  
・井出

4年  
・山本  
・阿野  
・増田

教務大崎

古美研  
小林  
山本  
額田  
大崎

## 平成 22 年度 弦楽器コース FD 活動報告 2011.3.21

桐山 建志

弦楽器コースでは一部の科目で行っている「授業アンケート」の他に、「実技試験」、「複数の教員で担当する授業科目」、「公開講座や特別授業」などを FD 活動としてとらえています。また今年度は、専任教員 5 人での「愛・知・芸術のもり弦楽五重奏団」で CD 録音なども行いました。

### 実技試験

実技試験は講義系科目の試験と異なり、弦楽器コース専任教員全員と大多数の非常勤講師と一緒に全学生を採点するものです。自分のクラスの学生を、他の先生がどのように評価するのか一目瞭然ですし、学生の演奏を聴けばどのような指導を受けてきたのかがある程度は判るものなので、これは立派な FD 活動といえます。また、ほとんどの学生が試験後に、他の先生のコメントも聞いてきますので、それも自分の授業改善に大変有効なものです。さらに、個々の学生が前回の試験と比べてどのように成長しているか、ということもすべての教員で見ることになるので、なかなか伸びない学生に対して、精神面のケアも含めて担当教員だけでなくコースの教員が一丸となって取り組むことが出来ます。

### 複数の教員で担当する授業科目

弦楽器コースでは、「弦楽合奏」および「室内楽」を複数の教員で担当しています。特に「弦楽合奏」では実際に指揮をする教員以外もその場に立ち会い、助言したりしています。「室内楽」では同時に複数の教員が指導することはありませんが、1 年次生は隔週で違う教員の指導を受けるシステムになっており、2 年次以上も試験での優秀グループが出演する「室内楽の夕べ」演奏会が近くなると、複数の教員レッスンを受けています。これらの授業では他の教員の指導法などが授業改善の参考になります。

### 公開講座や特別授業

今年度も、公開レッスン等を多数行いました。4 月にロンドンの王立音楽大学のアニー・シュナルヒ教授、5 月にウィーン・フィルのコンサートマスターであるフォルクハルト・シュトイデ氏によるヴァイオリン公開レッスン。9 月に小林道夫先生によるバロック時代の声楽を伴った作品の特別授業、12 月には和波孝禧先生のヴァイオリン公開レッスンを開催、それぞれの先生方の指導法は、音楽に対する姿勢を含め、大変参考になりました。これらの講座、授業は、すべて録画、記録して、後々役立つようにしてあります。

### 愛・知・芸術のもり弦楽五重奏団

2008 年より活動していた専任教員 5 人による室内楽、弦楽五重奏の CD 録音を行いました。一緒に室内楽を演奏することは、お互いの音楽性、技術、感性などを磨く最善の方法だと考えます。特に録音セッションでは同じ曲を何度も何度も演奏し、また編集段階ではそれを繰り返し聞くので、5 人のレベルが向上したと思います。教員の質向上は、そのまま授業改善に繋がります。

## I. 研修内容

### 1. 目的

本学の教育理念、教育体制等を啓蒙し、本学への理解を深めた上で、授業を実施していただくため。  
大学に関わる事務手続きについて、事務手続きの疑問点を解消し、手続きが必要となる場合に、確認ができるようにする。

### 2. 配付物

- (1) 大学案内 2009、2010
- (2) 下記研修資料

### 3. 研修資料

- (1) 大学（法人）組織図
- (2) 困った時の教職員照会先
- (3) ハラスメント防止について
- (4) 研究費の申請方法等について
- (5) 旅費の申請方法について
- (6) 物品購入の申請方法について
- (7) 芸大HPについて
- (8) 生協への教科書依頼について

## II. 実施

平成22年4月1日 着任式後

新任教授1名に対し、FD担当職員が実施。  
研修後、同じ専攻等の教員が合流し、説明、質疑応答等の支援を行った。

学務部学務課FD担当

## 愛知県立芸術大学芸術教育・学生支援センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学学則第5条の規定に基づき、芸術教育・学生支援センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定める。

### (目 的)

第2条 センターは、全学共通教育、教育改革等の企画・立案等を行うことにより、大学の教育・研究の充実を図るとともに、学生・教務に係る事務を一元的に取り扱い、学生に対するサービスの向上と充実を図ること並びに学生の募集及び入学試験の実施を行い、優れた資質を持つ入学者の確保を図ることを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育の企画・実施に関すること
- (2) FD及び授業評価の企画・実施に関すること
- (3) 教務に関する企画・運営に関すること
- (4) 学生の募集及び入学試験に関すること
- (5) 学生の健康管理及び学生相談に関すること
- (6) 学生の就職・進学などの進路指導に関すること
- (7) その他学生支援に関すること
- (8) その他学長が必要と認めること

### (組織及び教員)

第4条 センターに専任の教員及び兼任の教員を置く。

### (センター長)

第5条 センターに、センター長を置き、学長が指名する本学の専任教授をもって充てる。

- 2 センター長は専任とする。ただし、学部にも所属することができる。
- 3 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて在任することはできない。また、センター長に欠員が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第6条 センターに必要な応じて、委員会を置くことができる。

### (事 務)

第7条 センターの事務は、学務課で行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 愛知県立芸術大学FD専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、教員の授業内容、教育方法の組織的な改善を行い、教育の質的向上を図るため、芸術教育・学生支援センター規程第6条の規定に基づき、FD専門委員会について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に係る企画、立案、実施等に関する次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) FDに関する講演会、交流会等に関すること
- (2) 授業評価等を実施した場合、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用すること
- (3) その他FDの推進に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 芸術教育・学生支援センター長
  - (2) 美術学部及び音楽学部から選出された教員 各2名
  - (3) 教養教育等から選出された教員 1名。ただし、同項第1号の委員が教養教育等から選出された場合は、この限りでない。
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員に欠員が生じたときは、ただちに、その欠けた委員の学部等から補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (FD学部委員)

第4条 FD専門委員会の下に、各専攻(コース)から選出されたFD学部委員を置き、FD専門委員会の補助的業務を行う。

- 2 前項の学部委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項の学部委員に欠員が生じたときは、ただちに、その欠けた学部委員の専攻(コース)から補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、芸術教育・学生支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。ただし、議決に加えることはできない。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、事務局学務部学務課において担当する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 「授業評価アンケート」の実施要綱

### 目次

1. はじめに 趣旨
2. アンケート実施授業について
3. アンケート実施の手順について
4. アンケート結果のFDへの利用について
5. アンケート実施要綱の改正について

#### 1. はじめに 趣旨

愛知県立芸術大学では、大学の教育・研究の充実を図るとともに、教員の授業内容、教育方法の組織的な改善を行い、教育の質的向上を図るため、全ての学部及び研究科においてファカルティ・ディプロップメント（FD）を実施する。その一環として、両学部の授業について、受講した学生の声を聞き、今後の授業づくりの参考とするため、前期及び後期の授業期間終盤に、「授業評価アンケート」（以下、アンケート）を導入する。

芸術系大学という特性から、アンケートが授業改善のための手法として適さない授業については、別に授業改善の施策を検討し、組織的な取り組みの報告をFD専門委員会に行う。

アンケートの実施について標準的な実施方法を以下にまとめて提示する。実施方法については、FD専門委員会において、適宜、改善し、関係各位への周知活動を継続する。

#### 2. アンケート実施授業について

原則として、各専攻（コース）が学部FD委員を経て、アンケート実施授業を決定する。ただし、専任教員担当の授業を1つ以上含める。

学生の回答内容について、回答した学生が容易に特定できることを避けるため、個人レッスンなどの少人数授業についてはアンケートを実施しない方針とする。

通年の授業については前期で実施しても良い。

#### 3. アンケート実施の手順について

原則、アンケートを実施する場合は、FD専門委員会により、以下の手順による。

##### (1) 実施方法（実施授業）の決定

FD専門委員会およびFD委員により、実施授業を決定する。

##### (2) アンケート項目の設定（アンケート様式内容の決定）

FD専門委員会においてアンケートの様式を決定する。前期にアンケート実施がある為、様式（設問）の変更は、次年度以降の様式に反映する。

基本的なアンケート項目は適宜、見直しを行い、年度、学期当初に関係教育組織に提示する。

項目設定については、以下の点に留意する。

①授業の改善・向上のために参考となる内容とし、質問の意図が正しく伝わるよう簡潔なものとする。

②原則、対象は履修登録したすべての学生である点に配慮したものとする。

##### (3) 教員への通知と授業担当者からの要望受付

実施要領および実施授業の通知を教員に対し行う。アンケートに関する要望があれば、受付し、FD専門委員会にて要望内容を精査する。

##### (4) アンケート様式の選択

授業形態にあわせて、講義または実習の2種類の様式からひとつを決定する。ただし、FD専門委員会の作成した様式以外で独自の方法で行う場合は、FD専門委員会（担当事務局学務課）

に理由書と実施したいアンケートの方法及び様式をFD専門委員会が指定する期間内で申し出る。

(5) 学生へのアンケート実施

学期の後半のFD専門委員会が指定した期間内にて実施する。学生のアンケート記入中、担当教員は実施場所から離れ、立ち会わない。

(6) アンケートの収集

学生がアンケート記入後に授業毎に封筒にまとめ、学務課へ提出する。

(7) アンケートの回答集計処理

アンケート提出後、適切に集計処理を行う。この際、教員の立ち会いが一切ないこと。

4. アンケート結果のFDへの利用について

アンケートの集計結果をもとに、授業改善について検討を行うこととする。

(1) 教員による授業評価アンケート報告書作成及び学務課への提出

FD専門委員会にて作成したアンケート報告書の様式とアンケート集計結果を授業担当の教員、または担当の代表教員に配付する。配付を受けた教員は、アンケート集計結果をもとに、アンケート報告書(規定の様式による)を作成し、学務課まで提出する。

ただし、非常勤講師については、アンケート報告書の作成を課さない。

(2) 授業評価アンケート報告書の取り纏め

学務課が、アンケート報告書を取りまとめ、学部・授業科目毎のデータとして整理する。

(3) 授業改善(シラバスの改善)

FD専門委員会と関係教育組織により、授業改善を協議する。検討内容について、必要に応じて授業担当者へ授業改善を提案する。

授業担当者はアンケート報告書に基づいて授業の改善を行う。必要に応じてシラバスを改善する。改善状況については、翌年度のアンケート結果によって継続して確認を行う。

(4) 集計データ・改善点の公開

アンケート集計結果のデータ、教員が作成したアンケート報告書、FD専門委員会による授業改善提案等については冊子にとりまとめ、公表する。

ただし、担当教員の異動等でアンケート報告書の提出がない場合、または、授業担当者が非常勤講師のみの授業科目については除く。

5. アンケート実施要綱の改正

この要綱の内容変更は、FD専門委員会の議を得るものとする。

2010年 3月 4日 平成21年度第5回FD専門委員会において制定

2010年11月24日 平成22年度第4回FD専門委員会において変更

《 学 生 ファイル (表面) 》

専攻		
学年		
学籍番号		
フリガナ		
氏名		
現住所		
電話番号		
帰省先住所		
連絡方法	(E-MAIL)	
	(携帯等)	

週	課題内容・出席状況及び平常点	指導内容・評価等	担当	評価
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

